

産前・産後ヘルパー派遣事業 ～安心して子育てができる環境づくりを促進します～

1 目 的

妊娠中や産後間もない時期の精神的、身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを促進するため、多胎児を養育する保護者の家事や育児の援助を行う家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣について、妊婦や単胎児を養育する保護者へ対象を拡大する「産前・産後ヘルパー派遣事業」を実施します。

2 概 要

現行の「多胎児育児支援事業」は、生後から3歳未満の多胎児を養育する保護者を対象に、市と契約した事業所から家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、家事や育児等の支援を行っていますが、新たに実施する「産前・産後ヘルパー派遣事業」は、妊婦と生後6か月未満の単胎児を養育する保護者についても対象に加えて実施します。

- (1) 対 象 者 市内に居住する妊婦及び生後6か月未満（多胎は3歳未満）の児童を養育する保護者
- (2) 利用期間 妊娠中から生後6か月（多胎は3歳）に達する前日まで
- (3) 時 間 1回当たり1時間を単位とし、1日につき4時間まで
- (4) 上限時間 利用期間内で1世帯当たり50時間（多胎は120時間）
- (5) 料 金 700円／時間（多胎は300円／時間）
※ 生活保護、市民税非課税世帯は無料
- (6) 開始時期 4月1日から

3 予算額

【拡充事業】10,882千円

ヘルパー派遣委託料、案内チラシ作成費

4 多胎児育児支援事業実績

多胎児を養育している保護者に対して、生後から3歳未満の間に100時間を限度

事業年度	利用世帯	利用時間
令和3年度 (令和3年10月～令和4年3月)	10世帯	262時間
令和4年度 (令和4年4月～令和4年12月)	16世帯	385時間